

固定資産税課税免除申請の手引き

新たな投資を行った企業の皆様、または今後投資をご予定の企業の皆様に、固定資産税課税免除の手続きについてご案内いたします。

書類作成にあたっては、記載例等をご参照ください。

また、事業用設備の取得の前に、大分県南部振興局または佐伯市役所商工振興課へ事前相談が必要です。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

佐伯市中村南町 1 番 1 号
佐伯市役所市民生活部税務課
TEL 0972-22-3174 FAX 0972-22-3914

I 固定資産税の課税免除

(1) 佐伯市税特別措置条例に基づく課税免除

佐伯市では、過疎地域の持続的発展を目的に、対象地域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

当該課税免除の適用を希望される事業者の方は、本手引きP5以降の「提出書類一覧」をご覧ください、期限内に申請をいただきますようお願いいたします。

申請〆切：毎年1月31日※

※〆切後は申請を受け付けることが出来ませんので、ご注意ください。

※初年度につきましては、事業年度終了日（決算日）の翌日から2ヶ月以内に申請が必要です。

※申請書類等が整い次第、速やかに本市へご申請ください。取得等してから1年以上経過している固定資産に係る申請については、課税免除出来ない場合がございますので、本市税務課までご相談ください。

※申請は課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。

(例) 令和9～11年度の3か年課税免除を受ける場合は、計3回申請いただくことになります。

<参考法令等>

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

○佐伯市税特別措置条例（平成17年佐伯市条例第69号）

(2) 事業用設備の取得の前に

大分県南部振興局または、佐伯市役所商工振興課へ事前相談をお願いします。

課税免除対象の設備かの確認ができるほか、さまざま優遇制度を確認することができます。

(例) 佐伯市……企業立地助成金

大分県……事業税および不動産取得税の免除 など

(3) 要件 過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法 の場合

(以下のほか、法律等で規定の要件がございます。詳しくは担当までお問合せください。)

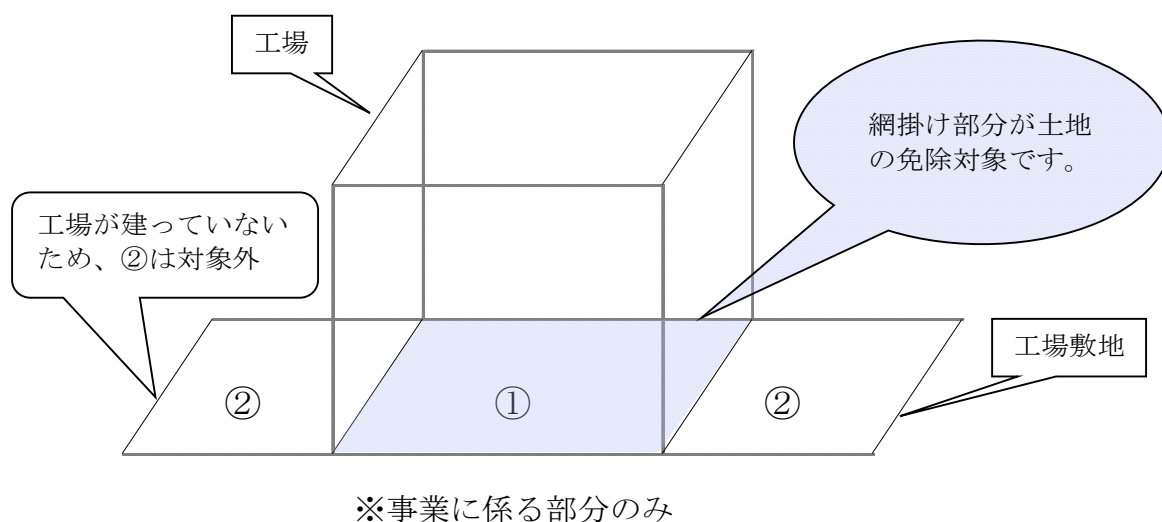
対象地域	佐伯市全域
取得期限	<p>令和9年3月31日※</p> <p>※取得期限以降に取得した資産は申請を受け付けることが出来ませんので、ご注意ください。ただし、国の法改正などにより期限が延長される場合があります。</p>
課税免除対象者	<p>青色申告をしている法人又は個人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産を取得等※をした者</p> <p>※【取得等】とは 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含みます。 ただし、資本金額が5,000万円超の法人については、新設、増設※したもののみが対象となります。</p> <p>※【新設、増設】とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新設 製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を市内に有しない者が、対象地域に生産設備等を設置する場合があります。 ●増設 製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に市内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合があります。
対象業種	<p><u>製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等</u></p> <p>【製造業】とは 日本標準産業分類の大分類の区分における製造業を言います。</p> <p>【旅館業】とは 旅館業法第2条に定められた旅館業（下宿業を除く。）を言います。</p> <p>【農林水産物等販売業】とは 対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。 (例) 観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストラン など</p> <p>【情報サービス業等】とは ①情報サービス業 ②有線放送業 ③インターネット附随サービス業 ④「商品、権利、役務」に関する「説明や相談、商品や権利」の「売買契約、役務」を有償で提供する契約についての「申込み、申込みの受付、締結、これらの契約の申込み、締結の勧誘」の業務⑤新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務を言います。</p>

対象資産	<p>課税免除対象となる事業用設備（特別償却設備）と土地</p> <table border="1" data-bbox="419 293 1426 506"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">対象資産</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>家屋</th> <th>償却資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">業種区分</td> <td>製造業</td> <td rowspan="4">建物の敷地である土地</td> <td rowspan="4">事業に係る建物及びその付帯設備</td> <td>工場の建物 など</td> <td rowspan="4">機械及び装置</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物 など</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td>作業所 など</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業</td> <td>無人販売所、売店 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のうち、課税免除の対象となる固定資産は、 償却資産：「機械及び装置」のうち、直接事業の用に供されているもの 家屋：「建物及び附属建物」のうち、直接事業の用に供されている部分 土地：対象となる家屋の敷地面積部分 ※特別償却設備とは、総務省令第31号第1条第1号、第3号の規定による家屋及び償却資産</p>			対象資産			土地	家屋	償却資産	業種区分	製造業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその付帯設備	工場の建物 など	機械及び装置	旅館業	ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物 など	情報サービス業等	作業所 など	農林水産物等販売業	無人販売所、売店 など	
				対象資産																		
		土地	家屋	償却資産																		
業種区分	製造業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその付帯設備	工場の建物 など	機械及び装置																	
	旅館業			ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物 など																		
	情報サービス業等			作業所 など																		
	農林水産物等販売業			無人販売所、売店 など																		
設備投資規模	<p><u>家屋・償却資産の取得価額の合計額が以下の表区分の額以上のもの</u></p> <table border="1" data-bbox="419 797 1426 1010"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th rowspan="3">個人</th> <th colspan="3">法人 資本金規模</th> </tr> <tr> <th>0～5,000万円</th> <th>5,000万円超～1億円</th> <th>1億円超～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">業種区分</td> <td>製造業</td> <td rowspan="4">500万円</td> <td>500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td rowspan="3">500万円</td> <td rowspan="3">500万円</td> <td rowspan="3">500万円</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価額の判定には含めません。</p>			個人	法人 資本金規模			0～5,000万円	5,000万円超～1億円	1億円超～	業種区分	製造業	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円	旅館業	500万円	500万円	500万円	情報サービス業等	農林水産物等販売業
					個人	法人 資本金規模																
						0～5,000万円	5,000万円超～1億円	1億円超～														
		業種区分	製造業	500万円		500万円	1,000万円	2,000万円														
旅館業	500万円		500万円		500万円																	
情報サービス業等																						
農林水産物等販売業																						
適用条件	<p>土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限りです。</p> <p>土地取得日＝所有権移転した日（登記の受付日） 建設着手日＝工事着工日（工事請負契約や建築確認申請済証で確認できる日）</p>																					
課税免除内容	<p>対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除します（減免率100%）</p>																					

Ⅱ 課税免除の対象となる固定資産

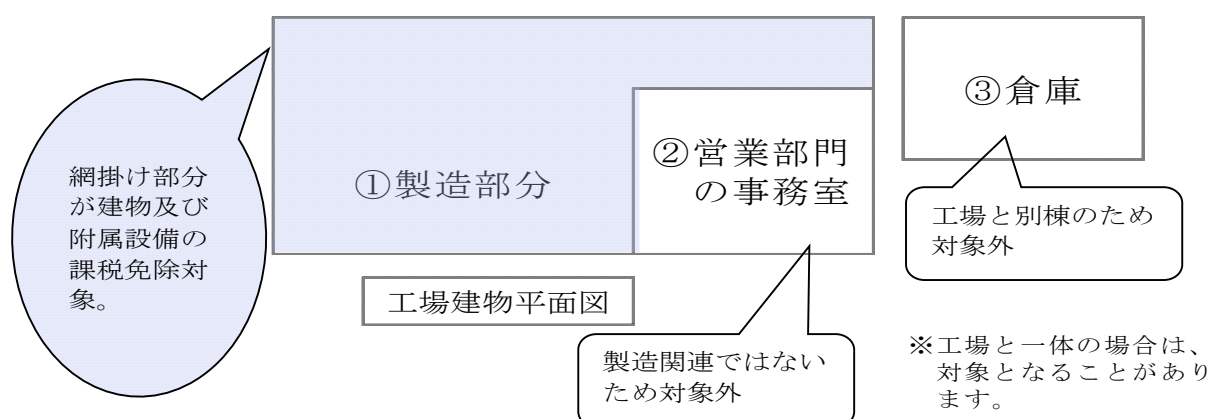
(1) 土地

- 1 取得の日の翌日から起算して1年以内に免除対象となる建物の建設の着手があったものです。
- 2 (2)に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となります。
- 3 以下のような場合①が免除対象、②は免除対象外となります。



(2) 建物及びその附属設備

- 1 事業の用に供されている部分に限ります。
- 2 以下のような場合 ① が免除対象、② 及び ③ は免除対象外となります。



(3) 償却資産

- 1 事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- 2 更新のために工業生産設備の取得等した場合で、その取得等により生産能力が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となります。

Ⅲ提出書類一覧

◎必須書類

No	提出書類※1	様式の有無 ※2	確認事項	申請資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
1	固定資産課税免除申請書	○	—	◎	◎	◎
2	課税免除対象資産に係る明細書	○	・対象資産の確認 (償却資産については、市町村計画に記載された産業振興促進区域内に設置された資産であること)	◎	◎	◎
3	事業計画書(事業の計画が分かるもの)		・一の設備を構成するものであること◎	◎	◎	◎
4	青色申告書を提出していることが分かるもの 【個人】 確定申告書B 第1表 【法人】 法人税申告書別表1(1)		・青色申告書を提出する個人、又は法人であること	◎	◎	◎
5	申請資産が減価償却資産であることが分かるもの (申請資産の記載があるもの) 【個人】 (確定申告書添付の)青色申告決算書 【法人】 法人税施行規則別表16の(1)(2)及び付表		・減価償却資産であること	◎	◎	◎
6	特別償却の付表表(写)		・対象法に係る特別償却の適用を受けている場合			
7	特別償却を適用しない理由書		・特別償却対象設備等で対象法に係る当該適用を受けていない場合			
8	固定資産台帳(写) ※事業者が作成するもの		・取得日、減価償却開始日及び取得金額に間違いがないか確認すること			
9	固定資産課税台帳(写) ※課税台帳		・土地・家屋…名寄帳兼課税台帳 ・償却資産…償却資産申告書(写)			
10	事業所全体の平面図(位置図、配置図)、立面図		・直接事業の用に供している部分であること ・対象家屋の敷地である土地であること ・事業に係る建物及びその附属設備であること ・取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋 の建設の着手があった場合の土地であること ・対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること	◎	◎	
	償却資産の使用状況が分かるもの(次の全ての書類) ・機械及び装置の配置図 ・配置している状況が分かる写真 ※配置図、写真には償却資産申告書に記載した名称を記入すること		・直接事業の用に供している部分であること ・直接事業の用に供している機械及び装置であること			◎
11	生産工程表(フロー図)		・製造業の工場の場合、配置図に生産ラインを矢印等で示すこと			◎
12	適用工場等指定書(写)			◎	◎	◎

◎必須書類

No	提出書類※1	様式の有無 ※2	確認事項	申請資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
13	(課税免除対象資産に係る) 全部事項証明書(登記簿) ※未登記家屋分については、不要		<ul style="list-style-type: none"> 令和9年3月31日までに取得していること 市町村計画に記載された産業振興促進区域の資産であること 取得日 	◎	◎	
	償却資産申告書 ※既に市に提出している場合は、不要		<ul style="list-style-type: none"> 令和9年3月31日までに取得していること 機械及び装置であること 			◎
	取得価額が分かるもの ・売買契約書 ・工事請負契約書 ・納品書 など		<ul style="list-style-type: none"> 令和9年3月31日までに取得していること 取得価額の合計額が要件を満たしていること 取得要件(取得区分)を満たしていること 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合の土地であること 対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること 	◎	◎	◎
14	業種を確認できる書類 ・定款 ・会社概要(パンフレット) ・事業報告書等事業内容の分かるもの など		<ul style="list-style-type: none"> 市町村計画に記載の振興すべき業種であること 	◎	◎	◎
15	法人の履歴事項全部証明書(法人登記簿) ※個人事業主の場合は、提出不要		<ul style="list-style-type: none"> 資本金の額 	◎	◎	◎
16	事業年度開始の前日3年間の決算書		<ul style="list-style-type: none"> 適用除外事業に該当、非該当 	◎	◎	◎

※1 No1、No2、No14、No16以外の書類については、写しを提出

※2 ○・・・市が指定する様式にて提出してください。

●該当する場合にのみ提出が必要な書類

No	提出書類※1	様式の有無※	確認事項	申請資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
17	旅館業法第3条に基づく許可証(写)		・「旅館業」の場合のみ必要	●	●	●
18	【申請する資産が未登記家屋及び当該家屋に係る土地である場合】 未登記家屋所有者変更届 ※既に市に提出している場合は、不要	○	・令和9年3月31日までに取得していること ・市町村計画に記載された産業振興促進区域の資産であること	●	●	
19	【屋外に生産工程と密接不可分な設備を配置している場合】 償却資産の使用状況が分かるもの(次の全ての書類) ・機械及び装置の配置図 ・生産工程表 ・配置している状況が分かる写真 ※配置図、写真には償却資産申告書に記載した名称を記入すること ※製造業の工場の場合、配置図に生産ラインを矢印で示すこと		・屋外の土地等対象家屋内における生産工程と密接不可分な生産・作業工程を組成する工業生産設備のための屋外の土地であること	●		
20	【資本金額が5,000万円超える法人、かつ既存設備の取替え又は更新のために工業生産設備の新增設した場合にのみ提出】 増設に伴う増加生産額一覧表		・その新增設により生産能力が従前に比して相当程度(概ね30%)以上増加したときにおける当該工業生産設備のうちその生産能力が増加した部分に係るものであること			●
21	【相続その他の事由により事業を承継した場合に提出】 ◎事業を承継した場合、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降3か年度内の残期間に対し、承継者に課税免除を受けることができます。適用には一定の条件がございますので、まずは本市税務課までご相談ください。 所得税の青色申告承認申請書の写し(税務署受付印のあるもの)、その他事業の承継の事実を証する書類 ※青色申告承認申請書については、お近くの税務署にご相談ください。		・事業を承継していること	●	●	●

※1 No1、No2、No14、No16以外の書類については、写しを提出

※2 ○・・・市が指定する様式にて提出してください。